

奈良県選挙管理委員会告示第三十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定に基づき、次の施設を同条第一項第三号の施設として指定した旨、葛城市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十四年九月十四日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

名称	所在地
南今市老人憩の家	葛城市南今市五番地一
太田集落センター	葛城市太田二〇一番地五
竹内集落センター	葛城市竹内三八九番地一
木戸集落センター	葛城市木戸一五一番地三
大畑集落センター	葛城市大畑一〇八番地一
山田集会所	葛城市山田一一一番地一
笛吹集会所	葛城市笛吹二五八番地一
寺口ふれあい集会所	葛城市寺口四二七番地一
兵家老人憩の家（イトーピア集会所）	葛城市兵家一四六五番地一
忍海集会所	葛城市忍海二六二番地五

